

一般社団法人三豊市観光交流局会員規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人三豊市観光交流局(以下「交流局」という。)の定款第3章に基づき、会員の入退会等必要な事項について定めるものとする。

(会員の種類)

第2条 会員は、「正会員」と「賛助会員」とする。

(会員の入会)

第3条 交流局の目的に賛同し、交流局の会員の入会申込をしようとする者は、会員登録申込書(様式第1号)を提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 入会申込をしようとする者は、入会申込時に次に掲げる基準を満たすことを条件とする。

- (1) 正会員は、香川県内に本社又は営業所を持つ法人・団体、並びに香川県内に居住する個人であること。
- (2) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力に属する者でないこと。
- (2) 公の秩序または善良の風俗に反する恐れのある者でないこと。

(会費の納入)

第4条 会員は、会費を毎年事業年度開始までに納入しなければならない。

2 会費は、交流局に現金で納入するか、交流局が指定した金融機関口座への振込により納入するものとする。

3 会費の額は、次のとおりとする。

種類	区分	年会費	入会金
正会員	個人、法人・団体	1口 10,000円 (5口以上)	なし
賛助会員	個人、法人・団体	1口 10,000円 (1口以上)	なし

4 会員の特典は、別表に定めるところとする。

(会費の不還付)

第5条 会員が納付した会費は、いかなる理由があっても還付しない。

(会員の退会)

第6条 会員が退会をしようとするときは、退会届(様式第2号)を提出しなければならない。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、会員について必要な事項は、理事会が定める。

附 則

この規程は、令和4年5月13日から施行する。